

高齢者施設開設準備経費補助金交付要綱

(総則)

第1条 高齢者施設の開設等の準備に要する費用に対する補助金の交付については、補助金等交付規則(昭和47年横須賀市規則第33号。以下「規則」という。)に定めがあるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、「高齢者施設」とは次に掲げるものとする。

- (1) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所(介護保険法(平成9年法律第123号)第8条第15項に規定する定期巡回・随時対応型訪問介護看護を行う事業所をいう。以下同じ。)
- (2) 小規模多機能型居宅介護事業所(介護保険法第8条第19項に規定する小規模多機能型居宅介護及び同法第8条の2第14項に規定する介護予防小規模多機能型居宅介護を行う事業所をいう。以下同じ。)
- (3) 認知症高齢者グループホーム(介護保険法第8条第20項に規定する認知症対応型共同生活介護及び同法第8条の2第15項に規定する介護予防認知症対応型共同生活介護を行う事業所をいう。以下同じ。)
- (4) 看護小規模多機能型居宅介護事業所(介護保険法第8条第23項に規定する複合型サービスを行う事業所をいう。以下同じ。)
- (5) 介護保険法第8条第28項に規定する介護老人保健施設
- (6) 老人福祉法(昭和38年法律第133号)第5条の3に規定する特別養護老人ホーム

(補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 高齢者施設を開設し、又は高齢者施設の増床を行う者のうち、地域密着型サービス事業所等整備審査会において、補助を受ける事業者として適切であると市長が認め選定したもの。
- (2) 横須賀市暴力団排除条例(平成24年横須賀市条例第6号)第2条第2号に規定する暴力団でないこと及び当該者の役員が同条第3号に規定する暴力団員でないこと。
- (3) 賃貸借した建物へ設備等の設置を行う場合は、建物所有者と事業者間で締結する賃貸借契約書中に当該補助金を活用して形成した資産の管理・所有は事業者であることを明記すること。

(補助対象経費)

第4条 補助対象となる経費は、高齢者施設の開設又は増床を行う前6月間における、当該開設又は増床の準備のために要する需用費(消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水費等)、使用料及び賃借料、備品購入費(備品設置に伴う工事請負費を含む。)、報酬、給料、職員手当等、共済費、賃金、旅費、役務費及び委託料とする。

2 前項の備品購入費として補助金を受ける場合は、介護職員が使用することにより、直接的に身体的負担の軽減を図ることができ、労働環境の改善が見込まれるもので、次に掲げる介護福祉機器のいずれかを購入しなければならない。

ア 移動・昇降用リフト

イ 自動車用車いすリフト

ウ エアーマット

エ 特殊浴槽(リフトとともに稼働し、側面が開閉可能なものに限る。)

オ ストレッチャー(入浴用を使用するものを除き、昇降機能が付いているものに限る。)

カ 自動排泄処理機

キ 車いす体重計

ク 電動ベッド、高機能の車いす、スライディングシート、スライディングボード、スタンディングマシーンその他の腰痛予防に有効な福祉機器

3 事業完了日までに役務の提供、物品の引渡及び大家の支払が完了する経費を対象とする。ただし、開設前の職員人件費については、補助対象期間中の勤務に対する給与等の報酬であるため、事業完了日の属する月の翌月末までに支払が行われるものを対象とする。

4 補助対象施設に他の施設、事業所等が併設されている場合には、対象外施設に係る経費を明確に区分すること。容易に区分することができない経費については、適切な按分方法により金額を区分して補助対象施設に係る経費として計上しても差し支えない。

5 次に掲げる費用については、補助の対象としない。ただし、複数年度にわたる事業であって、市長が認める場合は除く。

(1) 交付決定日までに事業を実施している又は事業が完了した費用

(2) 開設後に発生した費用

(3) 補助対象期間外のサービスに係る費用

- (4) 本来建設工事にて整備する工事費又は工事請負費
 - (5) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）に定める地方公務員の給与に充てる場合
 - (6) 他の補助制度により、既に当該事業の経費の一部を負担し又は補助している場合
 - (7) 既存施設から他のサービスへの転換の場合
 - (8) 食料費、会食接待費等その他開設準備に関する事業として適当とは認められない費用
- (対象事業)

第5条 補助事業は、次に掲げる基準に適合したものでなければならない。

- (1) 補助を受けようとする者が補助事業を行うために締結する契約が、本市の契約に係る規定に準拠して行われていること。
- (2) 補助を受けようとする者が、補助事業を行うために締結する契約の相手方及びその関係者から寄付金等の資金提供を受けていないこと。

(補助金額)

第6条 補助金の額は、予算の範囲内において、次に定める金額のうちいずれか低い額とする。ただし、算出した額に1,000円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。

- (1) 交付基準額 ア又はイに掲げる場合の区分に応じ、それぞれア又はイに定める額

ア 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所を開設等する場合

1 事業所につき 1,660万円

イ 小規模多機能型居宅介護事業所、認知症高齢者グループホーム、看護小規模多機能型居宅介護事業所、介護老人保健施設又は特別養護老人ホームを開設等する場合

989,000円に入居定員数（小規模多機能型居宅介護事業所、看護小規模多機能型居宅介護事業所においては宿泊定員数とし、増床の場合は当該増加する宿泊定員数とする。）を乗じた額

- (2) 第4条に規定する補助対象経費に係る実支出額から寄付金その他の収入額を控除した額

2 2か年事業においては、交付基準額と総事業費を各年度に要する経費で按分し、いずれか低い額を各年度の上限額とする。

(交付申請)

第7条 規則第4条第3号に規定するその他参考となる書類は、次に掲げるものとする。

- (1) 補助金所要額等調書（第1号様式）
 - (2) 定款
 - (3) 財産目録
 - (4) 直近の法人決算書
 - (5) 役員の氏名、氏名のふりがな、住所、生年月日及び性別を記載した一覧表
- (実績報告)

第8条 規則第10条に規定する市長の定める書類は、次に掲げるものとする。

- (1) 補助金精算額等調書（第2号様式）
- (2) 歳入歳出決算(見込)書
- (3) 備品購入を確認できる写真（備品購入費に対する補助金の交付を受ける場合に限る。）
- (4) 支払領収書の写しその他これに準ずるもの

(財産処分の制限)

第9条 規則第15条による財産処分において、市長の承認を受けて財産処分による収入があった場合、又は財産処分による廃棄等を行う場合には、補助金の全部又は一部を市に納付しなければならない。

2 規則第15条ただし書の規定による市長が定める期間は、補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間（平成20年厚生労働省告示第384号）に定める耐用年数に相当する期間とする。

(消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第10条 消費税及び地方消費税を補助対象経費とする場合にあっては、補助対象者は、実績報告後に消費税の申告により当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には、消費税及び地方消費税に係る市が指定する報告書等により、すみやかに市長に対して報告しなければならない。この場合において、補助対象者が法人の支部、支社、支所等であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部、本社、本所等において消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部、本社、本所等の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこととする。

2 市長は、前号の規定による報告があった場合には、補助対象者に対し当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

(書類等の整備)

第11条 補助金の交付を受けた者は、規則第8条に規定する書類及び帳簿を第9条第2項に定める財産処分の制限期間保存しなければならない。

(その他の事項)

第12条 この要綱の施行に必要な事項は、民生局福祉こども部長が定める。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年8月1日から施行し、令和5年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年11月12日から施行し、令和6年4月1日から適用する。

第 1 号様式（第 6 条関係）

補助金所要額等調書

施設名（ ）

1 所要額の算定

（1）定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所を開設等する場合

補助対象経費実 支出予定額 A	寄付金 その他の 収入額 B	差引額 C = A - B	交付基準額算定	所要額 E
			基準単価 D	
円	円	円	円 16,600,000	円

（注）E欄には、C欄とD欄を比較して少ないほうの額を記載すること。（千円未満切り捨て）

（2）その他の場合

補助対象経費実 支出予定額 A	寄付金 その他の 収入額 B	差引額 C = A - B	按 分 率 D	交付基準額算定			所要額 H
				定員 数 E	基準 単価 F	基準額 G = D × E × F	
（ 年度）円	円	円	%	人	円 989,000	円	円
（ 年度）							

（注）・2か年事業の場合は、各年度の経費を二段書きすること。
・D欄には、A欄の合計を各年度の経費で按分した率を記載すること。
・H欄には、C欄にD欄の按分率を乗じた額とG欄を比較して、少ないほうの額を記載すること。（千円未満切り捨て）

2 開設（増床）予定日 年 月 日

3 補助対象実支出予定額の内訳

項目	金額	内訳
合計		

（注）合計額は、所要額の算定のA欄に記載の額と合致すること。

第 2 号様式（第 7 条関係）

補助金精算額等調書

施設名（ ）

1 精算額の算定

（1）定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所を開設等する場合

補助対象経費 実支出額 A	寄付金 その他の 収入額 B	差引額 C = A - B	交付基準額 算定	既交付決定額 E	精算額 F
			基準単価 D		
円	円	円	円 16,600,000	円	円

（注）F欄には、C欄とD欄とE欄を比較して最も少ない額を記載すること。（千円未満切り捨て）

（2）その他の場合

補助対象 経費実支出 （予定）額 A	寄付金 その他の 収入額 B	差引額 C = A - B	按 分 率 D	交付基準額算定			既交付 決定額 H	精算額 I
				定員 数 E	基準 単価 F	基準額 G = D × E × F		
（ 年度）円	円	円	%	人	円 989,000	円	円	円
（ 年度）								

（注）・2か年事業の場合は、各年度の経費を二段書きすること。
・D欄には、申請時の按分率を記載すること。
・I欄には、C欄にD欄の按分率を乗じた額とG欄、H欄を比較し、最も少ない額を記載すること。（千円未満切り捨て）

2 開設（増床）日 年 月 日

3 補助対象実支出（予定）額の内訳

項目	金額	内訳
合計		

（注）合計額は、所要額の算定のA欄に記載の額と合致すること。